

せい かつ ほ ご 生活保護のしおり

せい かつ ほ ご そう だん かた
(生活保護の相談にこられた方へ)



せい かつ ほ ご しん せい こく じん けん り せい かつ ほ ご ひつ よう か の う せい
生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性は、
どなたにでもあるものですので、ご相談ください。

しながわ く ふく し じ む し ょ しながわ く ふく し ぶ せい かつ ふく し か
品川区福祉事務所 (品川区福祉部生活福祉課)

そう だん が かり でん わ
相談係電話：03-5742-6714

〒 140 - 8715 とうきょう と しながわ く ひろ まち ちよう め ばん ごう
東京都品川区広町2丁目1番36号

もくじ

	ページ
1. 生活保護とは	1
・ 生活保護の目的と生活保護の種類	
・ 生活保護の補足性	
・ 世帯単位の原則	
2. 生活保護の手続きの流れ	3
・ 生活保護の相談先・申請先	
・ 手続きの流れ ①申請 ②調査 ③決定	
3. 生活保護の決定について	5
・ 生活保護の要否判定（最低生活費と収入の対比）	
・ 世帯の収入（世帯全員それぞれのすべての収入）	
4. 生活保護受給者の義務と権利	6
・ 義務：守っていただくこと	
・ 権利：保障されていること	
5. 生活保護費の返還と徴収	7
・ 返還：資力があるにもかかわらず、生活保護を受けたときの返還	
・ 徴収と罰則：不正な手段等により保護を受けたときの費用徴収と罰則	

1 生活保護とは

・生活保護の目的

病気やけが、失業等さまざまな事情で収入が減る、収入を失う、貯えが減るなどにより生活が困窮したときに利用できる制度です。

生活保護は、資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。

◆憲法第25条第1項

すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する

・生活保護の種類

定められた範囲内での支給（実費の場合あり）となります。

世帯の構成、生活実態により、受けることができる扶助が異なります。

1. 生活扶助	食費や着るもの、光熱水費など日常生活に必要な費用
2. 教育扶助	学級費など義務教育に必要な費用
3. 住宅扶助	家賃、地代など住まいの確保、維持に必要な費用
4. 医療扶助	病気やケガの治療費や薬剤費、通院などに必要な費用
5. 介護扶助	高齢や傷病等で介護サービスに必要な費用
6. 出産扶助	出産などに必要な費用
7. 生業扶助	自立に必要な技能などを身につけるために必要な費用、 高校等就学などに必要な費用
8. 葬祭扶助	葬祭などに必要な費用

上記以外に、世帯の状況によって、母子加算や障害者加算等が生活扶助に加算されます。また、一時的な必要に応じるための一時扶助費がありますが、支給には特定の条件がありますので、必ず事前に地区担当員へご相談ください。

• **生活保護の補足性（生活保護法第4条第1項・第2項）**

生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。とありますので、以下のとおり努めてください。

1. 能力の活用	働くことができる方は、健康状態、その能力に応じて働いてください。
2. 資産の活用	預貯金、土地・家屋、自動車、生命保険、有価証券、貴金属等活用できるものは生活費に充ててください。
3. 扶養義務者からの援助	親、子、兄弟姉妹等の扶養義務者に、援助を受けることができる場合は、保護に優先して援助を受けてください。
4. 他制度の活用	年金、手当等、他の法律（制度）で利用できるものは活用してください（国民年金、厚生年金、健康保険、傷病手当、雇用保険、労災保険、児童扶養手当、心身障害者福祉手当、自立支援医療等）

※保護申請を妨げるものではありません。

• **世帯単位の原則（生活保護法第10条）**

保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。と決められていますので原則世帯単位（一緒に暮らしている人）で判断し決定しています。

2 生活保護の手続きの流れ

相談先・申請先（※生活保護を受けるには、申請が必要です）

相談・申請を行う福祉事務所は、原則、現在お住まいの地域（住民登録が別の自治体にある場合も、実際にお住まいの地域）を担当する福祉事務所になります。お住まいのない方は、原則として、現在いる場所等を担当する自治体の福祉事務所が相談先になります。

※福祉事務所では、お聞きしたこと、調査したことについての秘密は固く守ります。

① 申請

ご相談やお尋ねの内容を伺い、生活保護制度について説明します。

「現在、生活で困っていること（困窮の状態）」「あなたの世帯（ご家庭）の状況や事情」「生活保護を受けてどのようにしていきたいのか」などについてお聞きします。また、生活保護制度の説明とあわせて、他に利用できる社会保障制度等がある場合には、その制度についてご案内します。

生活保護の申請は、ご本人以外に、扶養義務者または同居の親族等や成年後見人が行うことができます。申請書に必要な事項を記入して提出してください。また調査に必要な書類（*）の提出が必要になる場合があります。

（*）調査に必要な書類は、申請書を提出する際にそろっていなくても申請は可能です。調査に必要な書類は、早い決定ができるよう、申請後、早急にご提出をお願いします。



②

ちょうさ
調査

ちくたんとういん（ケースワーカー）がほごのけつていひつようちょうさおこな
 地区担当員（ケースワーカー）が保護の決定に必要な調査を行います。調査内容は、
 せいかつれきこんいんれきしよくれきびようれきしゅうにゆうよちよきんふどうさん
 生活歴、婚姻歴、職歴、病歴、収入、預貯金や不動産などの資産、親族交流・扶養に
 かん
 関することです。また、ちくたんとういんすかくにんく
 地区担当員が住まいの確認や暮らしの様子について具体的に
 うかがかていほうもんおこなていしゆつしよるいかくにんほごひつよう
 何うのために家庭訪問を行い、提出された書類とあわせて確認し、保護が必要かどうか
 はんだんせいどうりゆうちようさきよひばあいせいかつほごう
 判断します。正当な理由なく調査を拒否した場合は生活保護が受けられない場合があり
 ますので調査にご理解、ご協力をお願いいたします。

ひつようおうふくしじむしよかんけいさききんゆうきかんとうしよかいおこな
 ※必要に応じて福祉事務所から関係先（金融機関等）へ照会を行います。



③

けつてい
決定

せいかつほごう
 生活保護が受けられるかどうかは、ちようさかていほうもんふく
 調査（家庭訪問含む）を踏まえ、原則申請のあつ
 ひよくじつしよにちかいないちようさにちじよう
 た日の翌日を初日として14日以内（調査に日時を要するなど特別な事情がある場合は
 30日以内）のけつてい
 決定となります。決定の結果は、「かいしせいかつほごう
 開始（生活保護が受けられる）」または
 きゃつかほごう
 「却下（保護が受けられない）」としてしよめんつうち
 書面で通知されます。

けつていふふく
 ※決定に不服があるときは、けつてい
 決定があったことを知った日の翌日から起算して3か
 いないとちじたいしんさせいきゅうおこな
 月以内に都知事に対して審査請求を行うことができます。



3 生活保護の決定について

生活保護の要否判定

生活保護費は、国の定める基準で計算される「最低生活費」と「世帯全員の収入」を比較して、「世帯全員の収入」が「最低生活費」に満たない場合に、その不足分が保護費として支給されます。

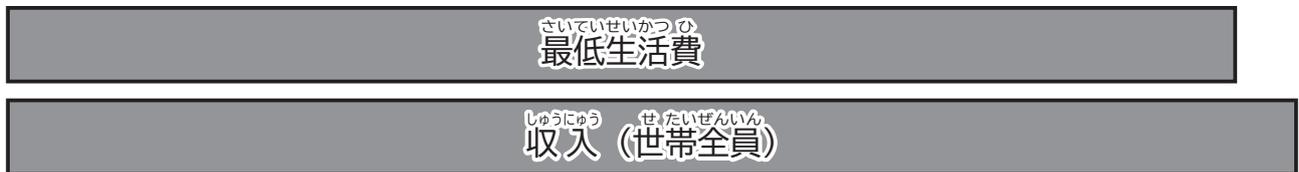
また生活保護は原則として、世帯単位（一緒に暮らしている人）で判断し、決定しています。

保護が受けられる場合



※収入が最低生活費を下回るため、その不足分のみ保護が受けられます

保護が受けられない場合



※収入が最低生活費を上回るため、保護は受けられません

世帯の収入

収入について 世帯全員それぞれのすべての収入を必ず申告 してください。

<収入の例>

<p>1. 就労収入</p>	<p>給与、賞与（ボーナス）、アルバイト（高校生なども含む）の収入、日雇（払い）収入、自営業の売上など。</p>
<p>2. 上記（1. 就労収入）以外の収入</p>	<p>年金、企業年金、失業保険金、各種手当、仕送り、贈与、相続収入、キャッシングや借金、知人等からの借金返済の収入、所有物などの売却収入、不動産処分による収入、保険金収入、保険解約返戻金、株など有価証券売却収入、過払利息返還金、その他何らかすべての収入</p>

4 生活保護受給者の義務と権利

生活保護を受給されている方は、以下のような義務と権利があります。

義務：守っていただくこと

- ・世帯全員それぞれについて、何か変更がありそうなとき、あったときにはすみやかに地区担当員に相談や報告、届け出を必ず行うこと。(たとえば、世帯全員それぞれのすべての収入について、収入があったとき、変わったとき、無くなったとき。病院・施設の入院・入所、退院・退所などしたとき。家賃が変わったとき。家族が増えたり減ったりしたとき。その他、家庭内に何か変わったことがあったときなど)
- ・常に能力に応じて働き、支出の節約を図り、生活の維持・向上に努めること。
- ・福祉事務所から、生活の維持・向上その他保護の目的達成に必要な指導または指示に従うこと。
- ・生活保護を受けている権利は、他人にゆずらないこと。
- ・保護の決定や実施に必要な調査や居住場所の立ち入り（家庭訪問等）を行うため、応じること。

※上記を守っていただけない時は、保護の停止や廃止となることがあります。

権利：保障されていること

- ・決定された保護は正当な理由なく変更されないこと。
- ・生活保護から受けた金品等には、税金が課せられないこと。
- ・生活保護から受けた金品等、保護を受ける権利は、差し押さえられないこと。



5 生活保護費の返還と徴収

・返還について

急迫の場合等、資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは福祉事務所が支給した保護費等（医療費 10 割または 3 割含む。介護費 10 割または 1 割含む）を返還しなければなりません。

・徴収と罰則について

収入等偽りの申請その他不正な手段により保護を受けたとき（不正受給）は福祉事務所が支給した保護費等（医療費 10 割または 3 割含む。介護費 10 割または 1 割含む）を徴収し、さらに徴収額の最大 40% が加算された額を徴収することがあります。また、刑罰が科せられることもあります。



保護申請のときにお持ちいただくもの

保護申請書を提出する際に下記の資料がそろっていなくても申請は可能ですが早い決定ができるよう、申請後は早急にご提出をお願いします。

1 資産に関する書類

- 金融機関通帳（お持ちのもの全て、申請当日直近の取引まで記載されているもの）
- 生命保険等の証書 生命保険、簡易保険、共済保険、火災保険、学資保険

2 収入に関する書類

就労されている方

- 給与明細書等、給与がわかる書類
- 源泉徴収票・確定申告書（自営の方等）

年金・手当を受給されている方

- 年金の証書、年金手帳
- 年金支払通知書（直近の通知書）
- 各種手当の支払通知書等（直近） 児童扶養、児童、障害者福祉児童
- 雇用保険受給資格者証・離職票
- 傷病手当金の通知書

3 住まいに関する書類

- 建物賃貸借契約書（アパート・マンション等）・土地賃貸借契約書
- 家賃・地代の領収証（通い帳）
- 光熱水費領収証（直近のもの あれば3か月以内のものすべて）
- （不動産をお持ちの方）権利証、固定資産税納税通知または納税証明書

4 医療・障害に関する書類

- 健康保険証・診察券
- 介護保険証
- 医療費支払い領収証
- 身体障害者手帳 愛の手帳
- 精神保健福祉手帳
- 心身障害者医療証・ひとり親家庭医療証

5 その他

- マイナンバーカード
- 在留カード、身分証明書（運転免許証、パスポートなど）
- 請求書、督促、借用書など

そのほか、必要な書類を
後から追加して提出して
いただく場合がございますが
ご理解いただきようお願いいたします。

しな がわ く ふく し じ む しよ 品川区福祉事務所

(しな がわ く ふく し ぶ せい か つ ふく し か
品川区福祉部生活福祉課)

☎ 140 - 8715 しな がわ く ひろ まち
品川区広町2-1-36

ほ ご じ む がかり
保護事務係 ☎ 03-5742-6713

そう だん がかり
相談係 ☎ 03-5742-6714

ほ ご だい いち がかり
保護第一係 ☎ 03-5742-6715

ほ ご だい に がかり
保護第二係 ☎ 03-5742-6716

ほ ご だい さん がかり
保護第三係 ☎ 03-5742-6717

ほ ご だい よん がかり
保護第四係 ☎ 03-5742-6718

ほ ご だい ご がかり
保護第五係 ☎ 03-5742-6868